

令和 7 年 度

事業計画書

(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日)



社会福祉法人 三愛会

法人設立 平成 1 5 年 3 月 3 日

施設開設 平成 1 5 年 1 0 月 1 日

特別養護老人ホーム 愛華の郷（従来型）
特別養護老人ホーム 愛華の郷（ユニット型）
老人短期入所事業所 愛華の郷
老人デイサービスセンター 愛華
居宅介護支援事業所 愛華の郷

< 目次 >

I. 法人

法人概要、施設概要	P 1
経営理念	P 2
組織図	P 3
評議員・役員・評議員選任委員	P 4

II. 施設	P 5 ~ P 8
○特別養護老人ホーム	P 9
○短期入所生活介護	P 10
○通所介護	P 11
○居宅介護支援事業所	P 12
○各種会議	P 13 ~ P 14
○各委員会	P 15 ~ P 17
○研修関係	P 18 ~ P 19

あいちゃんプロフィール

誕生日 10月1日

好きなもの お花畑で遊ぶこと 犬などの

趣味 おじおれ ダジャレ アロマテラピー

特技 癒しを与える 顔芸 お話を聞く

出身地 焼津漁港付近で発見(網にかかる)

性格 好奇心旺盛 おしゃや マイペース 人懐っこい

苦手なもの 素早い動き



I 法人

社会福祉法人 三愛会

法人概要

平成15年 3月 3日	法人設立（登記）
平成15年10月 1日	特別養護老人ホーム 愛華の郷 介護保険事業所指定
平成15年10月 1日	老人短期入所事業所 愛華の郷 介護保険事業所指定
平成15年10月 1日	老人デイサービスセンター 愛華 介護保険事業所指定
平成15年10月 1日	居宅介護支援事業所 愛華の郷 介護保険事業所指定
平成16年 4月 1日	在宅介護支援センター 藤枝市からの委託事業
平成18年 4月 1日	在宅介護支援センターの廃止
平成18年 4月 1日	地域包括支援センター 愛華の郷 藤枝市からの委託事業
平成27年 4月 1日	特別養護老人ホーム 愛華の郷 30床増床
平成27年10月 1日	一部ユニット型施設の変更 認知症対応型通所介護の廃止
平成29年 4月 1日	日常生活支援総合事業の緩和基準通所型サービス事業
令和 6年12月31日	地域包括支援センター愛華の郷の廃止

愛華の郷 施設概要

建物及び面積

	既存建物（鉄骨造り3階建）	増床部建物（鉄骨平家建）
敷地面積	6,072.35㎡	3,140.95㎡
建物	延4,725.19㎡	延1,168.75㎡
建築面積	1,927.27㎡	1,168.75㎡

- 1 階 ・事務所、集会室、相談室、デイサービスセンター、更衣室、出直室
・調理室等
- 2 階 ・4人部屋×3室（12人）・個室9室（9人）
・短期入所：20人（4人部屋×3室、2人部屋×4室）
・介護職員室、医務室、面接室、埋美容室等
- 3 階 ・4人部屋×3室（12人）・4人部屋×4室（16人）
・4人部屋×3室（12人）・個室9室（9人）、静養室、介護職員等
- ゆうか ・ユニット型個室10室×3ユニット（30人）
・介護職員室、相談室、レストルーム等

社会福祉法人 三 愛 会
特別養護老人ホーム 愛華の郷

私たちは、経営における志として下記を定め、併せて「三つの喜び」を求めることを経営理念といたします。

“私たちの志” 「地域福祉に貢献します。百年宣言」

(説明)

私たちは、「地域」の住民の一員として、この地で活動させていただいているという感謝の気持ちを忘れません。

私たちは、「福祉」を経営の基本事業とし、福祉を通じて社会に貢献いたします。

私たちは、「百年」という永きに亘り経営を維持・継続するよう努力いたします。そのためには、適正な利益を積み重ねることが、最も重要な要素と位置付けます。

以上を一言集約し「地域福祉に貢献します。百年宣言」を“私たちの志”といたします。

経営理念「三つの喜び」

一、利用者の喜び

私たちは、利用者への介護・福祉サービスの提供を通じて、利用者であるご本人とご家族の“喜び”が最大限となるよう常に努力いたします。

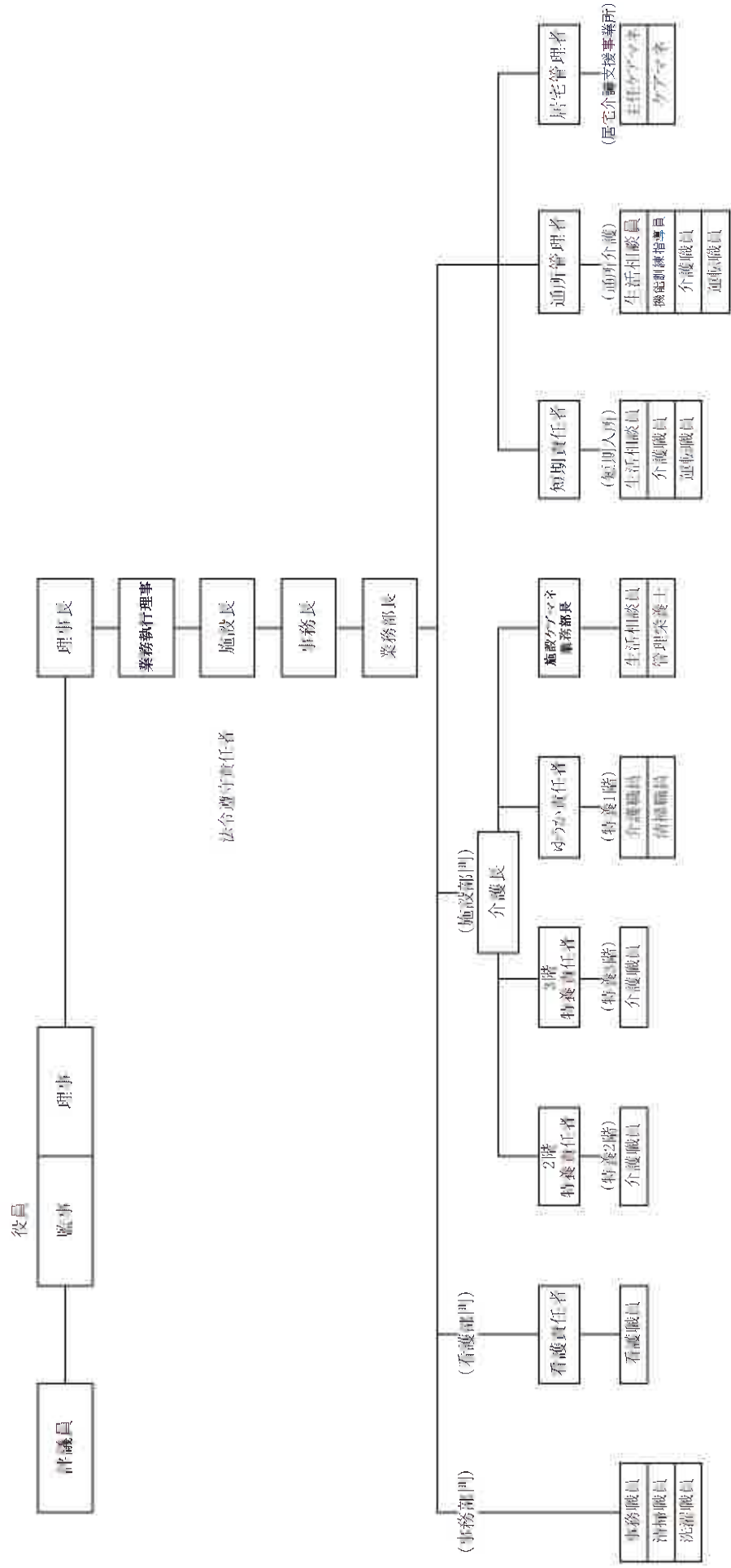
二、地域の皆様の喜び

私たちは、地域に密着した信頼される施設といたします。その結果、地域の皆様の“喜び”に繋がる経営を目指します。

三、職員の喜び

私たちは、施設職員として働く“喜び”を追求するため、公正な処遇のもと、働くことに生きがいや人間的成長が感じられる職場環境の実現を目指します

社会福祉法人 三愛会 特別養護老人ホーム 愛華の郷 組織図



評議員・役員・評議員選任委員

【評議員】任期:令和3年6月11日～令和7年6月定時評議員会

区 分	氏 名	摘 要
評議員	大塚恭弘	
評議員	小林一男	
評議員	堀田修久	
評議員	小向昌弘	
評議員	青野幸憲	

【評議員】任期:令和5年6月13日～令和9年6月定時評議員会

評議員	井原詠子	
評議員	森下光宏	

【理事・監事】任期:令和5年6月13日～令和7年6月定時評議員会

区 分	氏 名	摘 要
理事(理事長)	阿井孝訓	
理事(業務執行理事)	竹本壽明	
理 事	小幡志朗	
理 事	八木政徳	
理 事	阿井義訓	
理 事	是永透	
監 事	早川智朗	
監 事	飯村富美代	

【評議員選任委員】(常設、任期:令和3年6月11日～令和7年6月定時評議員会)

区 分	氏 名	摘 要
事務局員	小沢江美	
外部委員	中原寿治	

【評議員選任委員】(常設、任期:令和5年6月13日～令和9年6月定時評議員会)

監 事	早川智朗	
監 事	飯村富美代	

令和 7 年度事業計画（施設全体）

令和 7 年度は、世界の不安定要因の“二つの紛争”（ロシアとウクライナ、イスラエルとガザ地区）が、米国のトランプ政権発足により大きく変化し、その方向性によって日本の政治・経済に大きな影響があると予想されます。

国内では、円安、物価高、人材不足に加えコロナ関連支援のゼロゼロ融資の返済が重なり、サービス・建設業等の企業倒産や廃業が続いていくことが懸念されます。

このような状況において、介護保険を主体とする施設経営は、開設から 22 年目を迎えます。更なる飛躍のため、全職員が施設の経営理念（三つの喜び）を再認識し、前例主義や時期尚早といった概念を払拭して“挑戦”を続けていきます。

以上のような姿勢を持ち続け、役職員一丸となり下記の事業を推進していくことといたします。

1. 法人関係

（1）地域包括支援センター部門廃止後の対応

廃止による在宅部門（居宅、デイ、短期）への影響が懸念されるものの、各部門担当者が地域事業所への積極的な営業活動を続けてサービス利用者の確保を図ります。

（2）社会福祉法人としての公益的な取り組み

他施設との BCP(事業継続計画)訓練や「社会貢献事業あいちゃんレスキュー隊」、令和 6 年度から開始「おちゃまるタクシー（市補助事業）」等の積極的な活動を通じ地域貢献に取り組みます。

2. 介護サービス事業関係

（1）介護職員処遇改善加算、LIFE 関連の継続的な加算取得

令和 6 年度から開始の上記 2 つの確実な加算取得体制を続けます。

（2）人材確保対策の強化

現在の「職員紹介制度」は、採用後において確実な実績（人物像、定着率）を挙げています。今後は、紹介者範囲を、職員外（職員 OB、施設外関係者）に拡大し、併せて紹介報奨金の増額を図る等を通じて、人材確保策の強化を図ります。

3. 事業収支等

経営的な客観的指標の「勤勉手当」は、H6 年と同等（参考一般職 430 千円＋人事考課・勤続年数加算）の支給を目指します。

結果として、最終的な利益（当期活動増減差額）は例年並みの 60 百万円を見込みます。

施設全体行事計画（実施月別の表は割愛）

お客様にとって、より良い生活の場となるよう時節に合わせた行事を企画し提供します。また、皆様と職員がともに楽しみ、ともに祝うことを行っています。

地域に根差した施設づくりをしていくために、社会的な繋がりを積極的に求め、地域の皆様との交流や社会資源の活用も実施していきます。

但し、コロナ禍による感染予防の対策として活動の一部を制限し、各ユニット・フロアでの活動に力を入れ、共に暮らす方の繋がりを意識し日常生活の中での彩りや楽しみを感じて頂けるように工夫して取り組んでいます。

地域社会への貢献等

項目	内容
社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成 12 年 5 月 1 日付老発第 474 号の別添 2）に基づき、利用者負担額を軽減することにより介護保険サービス利用促進を図る。
藤枝市等との防災協定	平成 22 年 9 月 1 日藤枝市との防災協定を締結しており、福祉避難所としての指定を受けている。災害時には、要介護高齢者の受入をする。 ・福祉避難所として必要とする資機材の充実 ・県外や市内の法人との「非常災害時相互応援協定」の締結
静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 D W A T）への登録・派遣	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会・静岡県災害福祉広域支援ネットワークにより組織される静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 D W A T）への登録及び派遣を積極的に行い、被災された地域への福祉的支援を行う。
困窮者対策事業（あいちゃんレスキュー隊）	「あいちゃんレスキュー隊」により、困窮者（高齢者に限定しない）に対する総合的相談支援や現物給付等による経済的援助を実施する。
福祉車両の貸出し	車椅子を使用している方へ福祉車両を無料で貸出し、受診等に活用していただく。
集会室の貸出し	地域住民の方々や地域で活動されている個人・団体へ集会室を無料で開放し、会議の開催やクラブ活動の活性化を推進する。
ボランティアコーディネーターの配置	ボランティアコーディネーターを配置し、地域で活躍されているボランティアの方々と受入施設を繋ぐ役割を果たす。
地区社協の「買物移動支援事業」への協力	当事業の担い手（運転手、助手）のボランティアに登録し買物移動支援の活動を行う。
福祉有償運送「おちやまるタクシー」の実施	在宅の要介護者の通院支援をするため、法人所有の福祉車両を利用し、運転手・乗降支援者は地域ボランティアの協力を得て実施する。

年間防災計画（令和7年度）

◎必須書類

日付 (会議、その他) ※会議は毎月、第1 月曜日	内容 ※毎月、会議の始まりに担当フ ロアの消火器、排煙口の開閉点 検を行う。	消防署(職員・車 両)、消防設備保 全の要員	備考	書記担当者
令和7年4月7日(月)	リーダー確認 施設内の防災関連場所の確認 消火器・火災報知盤の確認 令和7年度年間防災計画書を確 認し、消防署に提出 防災訓練【1】の計画① 想定：日中・火災避難		◎令和7年度年間 防災計画書 ※年間防災計画書 は消防署への提出 はしない。	5・6丁目
5月7日(水)	防災訓練【1】の計画② 想定：日中・火災避難 防災訓練【1】の実施 想定：日中・火災避難（看護師 は各部署にて参加する）		◎施設内配布	7・8丁目
6月2日(月)	防災訓練【1】の反省 施設内研修の打ち合わせ① (内容計画・原稿作成)			事務所
7月7日(月)	施設内研修の打ち合わせ② (原稿作成) マンホールトイレの設営練習			デイ
8月4日(月)	施設内研修の打ち合わせ③ (発表練習・原稿修正) 防災訓練【2】の計画① 想定：他施設と合同で防災訓練 を行う			1・2丁目
9月1日(月) 施設内研修	総合防災訓練【2】計画② 想定：他施設と合同で防災訓練 を行う		◎令和7年度【2】 消防訓練等計画通 知書・防災訓練実 施要領を消防署に 2部提出する。	3丁目
10月6日(月) 10月中旬	総合防災訓練【2】の確認 防災倉庫(外) 清掃・点検 総合防災訓練【2】実施 想定：他施設との連携訓練 第二開寿園・グリーンヒルズ藤枝	消防署職員 消防設備保全		5・6丁目

11月4日(火)	総合防災訓練【2】の反省		11月1日：福祉施設の総合防災の日参加、10月実施訓練内容書類提出 ◎施設内配布	7・8丁目
12月1日(月)	備蓄点検、防災用具室清掃(中) 防災用品（ヘルメット・防災頭巾）個数、設置場所の確認⇒各階			事務所
令和8年1月5日(月)	令和8年度年間防災計画(検討) 令和7年度年間防災計画反省 次年度リーダー確認			デイ
2月2日(月)	令和8年度年間防災計画確認 令和7年度防災委員会報告書作成			1・2丁目
3月2日(月)	防災訓練【1】の計画 (想定：日中・火災避難)		◎令和8年度【1】 消防訓練等計画通知書・防災訓練実施要領を消防署に2部提出する。 (4月初め提出用)	3丁目

○長期入所 特別養護老人ホーム愛華の郷（事業所番号 2275300446）

基本方針

定員 100 名（多床室 52 名、従来型個室 18 名、ユニット型個室 30 名）

お客様の人権や価値観を尊重し、ご家族との連携を密にして、職員のチームワークをもって適切な介護・看護に務めます。また、健康で明るく家庭的な施設づくり、安心して日常生活が送れるような介護福祉施設サービスを提供します。

事業目標

老人福祉法の理念に基づき尊厳を守り、常にその立場に立った処遇の取り組みと、生活の質の向上に努め、自立支援の視点に基づいた安全で質の高いケアの提供ができるよう、システムの構築やマニュアルの整備・施設内研修の充実を図ります。

また、施設の理念に職員全員が気持ちを合わせて向かい、多職種連携を強化して、お客様ニーズに重点を置いたケアが提供できるように努めます。地域住民の交流の場の提供や施設機能を地域の皆様に活用していただくことで、地域にひらかれた施設づくりも行っていくします。

さらに、感染症・自然災害に関する事項については、お客様の安全、健康を第一に考え対応します。その際には、地域の状況を確認し、国・県・市とも連携を図りながら適切な対応がとれるよう努めます。

事業内容

1. 常に介護が必要で、在宅での生活が困難な要介護者の方々に施設を利用して頂く事で、施設としての役割を果たします。（平均受入稼働率 98%を目標）
2. 重度の方の対応を積極的に行います。日常生活継続支援加算を継続取得していきます。（要介護度平均 4.0 以上の維持を目標）
3. 医行為（胃ろう・吸引等）を全介護職員が安全に実施できる体制を整えます。また、質の高いケアを継続的に提供できるよう施設内研修の充実、科学的裏付けに基づく介護に取り組んでいきます。
4. ユニットのお客様同士の関係性やふれあいを大切にしたレクリエーションをユニット毎に企画します。また、季節感を感じて頂ける行事等を企画開催します。
5. 地域の皆様が集い、交流をもてる場を提供し、地域福祉の発展に貢献します。また、地域の園児、児童・生徒との交流をすることにより、地域の福祉教育に寄与します。
6. 福祉を学ぶ方に対して門戸を広げ、私たちの専門性を伝えることで、未来の福祉を担う人材の育成に努めます。
7. 感染症や自然災害が発生した場合において、地域に必要なサービスが安定且つ継続的に提供できるように体制（BCP）を整えます。また、福祉避難所としての機能を整え、役割を果たしていきます。

○短期入所 老人短期入所事業所愛華の郷（事業所番号 2275300446）

基本方針

利用定員 20 名

要介護・要支援の方々を短期間受け入れ、食事、排泄、入浴等の介護、日常生活上の介護を行います。また、ご家族様の介護に対する負担の軽減等ご要望に対応し、ご自宅での生活を安心して続けられるよう支援します。

事業目標

ケアマネジャーから相談があった場合には、迅速な対応力と柔軟性をもち急なニーズにも対応していきます。また、お客様の状態や意向に合わせ適切なケアを提供していきます。

常に業務プロセスを見直し、無駄な作業を削減し効率化を図っていきます。効率化により、職員のストレスや過労を防ぐことで働きやすい環境となりモチベーションの向上に繋がっていきます。また、削減した時間をお客様と関わる時間に充てるようにすることでお客様の満足度を高めていきます。お客様、ご家族が愛華の郷を利用してよかったと思っただけのように接遇マナーを守っていくようにします。

また、コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症は1年を通じてリスクがあります。予防対策はもちろん、感染症拡大時も可能な限り対応して参ります。

事業内容

1. お客様ご利用平均受入（稼働率）100%～105%を目標とします。安定した稼働率を維持するため、ケアマネジャーから相談があった際には即対応できるように心がけ、ご利用中の情報共有や報告、相談を行うことで信頼関係を築いていくように努力します。
2. お客様個々の状態を把握し適切なケア（送迎・食事・排泄・入浴等）を提供します。
3. お客様への接客マナーの基本である挨拶、言葉づかい、傾聴、表情、身だしなみを身につけて対応していきます。
4. ボランティアの受け入れやDAMを活用した体操やレクリエーションを通じて、職員やお客様とのコミュニケーションを図り、日常生活に楽しみをもって頂ける活動を提供します。また、身体機能の維持や認知症予防が図れる活動の提供を行います。
5. ワーカー会議等で、業務内容について改善点を検討していきます。お客様に対するケア方法、事故・ヒヤリハット報告書等についても検討を行い安全に配慮したケアが提供できるように努めます。
6. アメニティーサポートシステム（衣類品・日用品等）により、お客様やご家族様の負担軽減を図り、気軽にご利用して頂ける環境作りを継続していきます。
7. 1年を通じて感染予防を心がけ、お客様に安心安全に過ごしていただけるよう努めます。また、感染症等が蔓延した際にも状況に応じた対応で事業継続に努めます。

○通所介護 老人デイサービスセンター愛華（事業所番号 2275300446）
緩和基準通所型サービス おでかけデイサービス愛華の郷

基本方針

営業日・時間 月～土曜日 サービス提供時間 9：20～16：25
利用定員 一般型 54名 緩和基準型 8名

当事業所は、厚生労働省令に定める内容を遵守し、それに基づいた運営規程に従った運営を行います。また、在宅の要支援・要介護等の方々にデイサービスをご利用して頂き、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上を図り、ご家族様の身体的・精神的負担軽減に結びつけます。さらに、保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

事業目標

お客様・ご家族様の在宅生活を応援するために、個別の機能訓練、個別性を重視した選択活動プログラム、集団を意識した体操を実践することで自立支援に取り組みます。

また、お客様に目標を持ってサービスを利用していただけるように活動内容を工夫していきます。地域包括ケアシステムの一躍が担えるよう医療や外部事業所等との連携をさらに強化していきます。

さらに、運営の健全化を図る為、月延べ利用者数1,000人以上を目標とします。

事業内容

1. 多様な人材の確保と現職員の技術・接遇の向上のための研修を行い、より良いケアに努めます。また、お客様の自立を目的とした生活支援を行い、自分で出来る喜びに繋がります。
2. 季節を感じられるレクリエーションやDAMを活用した体操や脳トレなどを行い、職員やお客様とのコミュニケーションを図り、日常生活に楽しみをもって頂ける活動を提供しています。
3. 管理栄養士の協力を得て、季節感やその方にあったお食事が提供できるよう心掛けていきます。
4. より良いサービスの質を意識しながら、積極的に環境整備に取り組みます。また、業務効率のため、機械の導入等も検討していきます。
5. 1ヶ月の延べ利用者数1,000人以上を目指します。
6. 様々なウイルスを意識しながら、感染対策に力を入れていきます。

○居宅介護支援事業所 愛華の郷（事業所番号 2275300446）

基本方針

介護保険制度のもと、ご利用者のニーズに応じてそれぞれに適したサービスを調整し、必要とされる多職種・多機関の事業所と連携・協働しながら問題解決を目指していく。さらに個別のニーズに応じて、社会資源をアセスメントし、地域との連携も積極的に取り入れていく。ケアマネの資質の向上のため、自身の知識・技術・支援能力を高める。職員間の協力体制を取り緊急時における対応能力の向上に努める。

事業目標

- ① 自立支援の理念においてケアマネジメントを実施する。
- ② 公正中立なケアマネジメントの確保。
- ③ 個人情報の取得及び利用について細心の注意を払う。
- ④ 現在の質を保つとともに、担当利用者人数は法人と相談し最大限の受け入れを目指す。
- ⑤ 医療と介護の連携の強化。
- ⑥ 藤枝市及び他市町村からの認定調査を受託する。
- ⑦ 職員の資質向上を図る。
- ⑧ 利用者本人や家族の要望に基づき地域での取り組みや資源を活用できるようにする。
- ⑨ 法人・施設や市と情報共有を図り、必要時には業務継続計画が遂行できるようにする。

事業内容

- ① ご利用者様及びご家族様からの在宅介護に関する相談に対し、アセスメントを十分に行いケアプランの作成を行う。
- ② 公正中立を保つため、ご利用者様やそのご家族様に対して、ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を位置づけた理由を求めることが可能なことを説明する。
- ③ 個人情報については、ご利用者様及びご家族様に同意を得て取得・利用し、情報管理を徹底する。
- ④ 安定した収入を維持するため、市内各包括への連絡や連携体制をこれまで以上に強化して稼働率の向上を目指すとともに、効率よい業務内容を考えて行う。運営基準減算に該当しないことを意識する。
- ⑤ 医療機関との連携を図る（情報の共有）。
主治医のみではなく医療専門職との連携を行うことで、在宅看取りへの協力体制を確保し入退院時には医療関係者との連携を迅速に行い状態に合わせた適切な支援を行う。
- ⑥ 藤枝市との業務委託契約を継続し、依頼に応じて介護保険における認定調査を実施していく。他市町村から依頼があれば受ける方向で検討していく。
- ⑦ 各自のレベルに合わせた研修を行い、資質の向上を図る。公的な研修に積極的に参加して最新の情報の取得を行う。研修参加後は、有効活用できるよう情報共有を行う。
ICT活用に向けて厚労省、国保連の最新システムに対応できるよう最新技術情報発信には留意して必要な自己研鑽をしていく。
- ⑧ 住民主体の地域での支援やインフォーマルサービスを周知する為に市や包括主催の研修に参加し、他居宅との合同勉強会を定期的に行い、地域資源の活用に取り組む。
- ⑨ 法人や施設、他居宅から協力を求められた際には随時対応できるよう体制を整える。

○各種会議

経営理念のもと、各種サービスの質の向上・技術の習得・介護保険制度上の適正な運営・お客様の生活環境の向上などを目的として、職員相互の十分な意思疎通を図り、共通認識にたった業務遂行のため会議を開催します。

主任会議

開催時期	月1回（第2月曜日）
目的	各部門の業務運営管理と連携及び情報の共有
協議内容	各部門からの報告・協議・利用状況等

特養会議

開催時期	月1回（第2月曜日）
目的	職員教育、人材育成、業務改善
協議内容	人事考課、マニュアルの見直し、研修・実習生の受入れ、業務改善の検討

特養フロアリーダー会議

開催時期	2ヶ月に1回程度
目的	ケアの質の担保、人材育成、業務改善
協議内容	お客様の個別・集団ケア方針の検討 事故・ヒヤリの検討、委員会・行事の報告等

ワーカー会議（各部署）

開催時期	2ヶ月に1回程度
目的	各職員の連携を図り、質の向上と事故防止の検討
協議内容	お客様の個別・集団ケア方針の検討 事故・ヒヤリの検討、委員会・行事の報告等

サービス担当者会議

開催時期	適宜
目的	お客様の望む生活を実現するため、本人・家族の意向を各職種間で共有し施設サービス計画を検討作成
協議内容	各職種による援助方法の確認・検討

居宅介護支援事業所会議

開催時期	週 1 回
目的	各スタッフとの連携を図り情報の共有とケアマネジャーの質の向上
協議内容	内容の確認、新規の紹介、困難事例の検討、インフォーマルな資源の情報の発掘、苦情、参加した研修の報告、ケアマネジメントの技術の確認

在宅サービス連携会議

開催時期	月 1 回
目的	個別ケースの情報共有、在宅サービス間の連携強化
協議内容	お客様のサービス利用状況等を報告し情報を共有する サービス間の連携を強化し一体的なケアの提供を協議する



○各委員会

各委員会は、健全な運営と施設機能の充実向上を図るための諸施策等について専門的に検討協議を行い、実施については全職員で協力して施設全体での運営を行っていきます。

優先入所判定委員会

開催時期	不定期
目的	施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるための基準を明確にし、円滑な実施を図る。
協議内容	優先入所の調査、決定等

身体的拘束適正化検討委員会

開催時期	3ヶ月に1回程度（奇数月第1金曜日）
目的	身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげる。
協議内容	権利擁護、予防啓発活動、身体的適正化の情報収集、手段検討、問題提起等 事例の検討や分析

リスクマネジメント・安全対策委員会

開催時期	2ヶ月に1回程度（奇数月第3水曜日）
目的	お客様がその人らしく生活できるように、サービスの提供に努め、苦情・事故などの発生を防止・解消する体制を確立し、適切安全な福祉サービスの提供を図る。
協議内容	リスクマネジメントへの理解、KY活動をすることで安全な環境づくりを検討していく。 ヒヤリハットの定義を議論し多職種連携していく。 事故・ヒヤリハットに対する安全対策の検討方策を行う。 苦情・事故防止の検討方策、啓発、教育、広報を行う。

衛生委員会

開催時期	月1回（第3水曜日）
目的	職員の健康管理及び職場環境の安全管理を協議し、安全衛生に努める。
協議内容	職員健康管理、環境設備（空気・湿度等）、安全衛生等

認知症ケア委員会

開催時期	2ヶ月に1回程度（偶数月第1火曜日）
目的	認知症実践者リーダー研修修了者を中心に認知症への理解を深め、ケアの質の向上を図ると共に職員への研修を行っていく。
協議内容	認知症ケアの協議、マニュアル整備、職員研修等

メディカル委員会

開催時期	2ヶ月に1回程度、必要に応じて随時実施
目的	施設内の感染症・褥瘡等の防止に関する事項について協議し、その防止に努める。 医行為を安全に提供できるよう協議し、事故防止に努める。
協議内容	感染・褥瘡防止の検討、マニュアルの見直し、啓発、教育、広報等 医行為安全提供への協議、事故防止の検討等・職員指導 14時間・50時間実技指導における管理及び総括

栄養委員会

開催時期	2ヶ月に1回（偶数月第3火曜日）
目的	栄養並びにお客様の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。食中毒防止のため、適切な知識を普及するとともに日々の業務で衛生管理を徹底する。
協議内容	食事内容・経口維持の検討、給食委託会社と施設（看護師、介護職員を含む）の情報交換、衛生管理の普及等

防災委員会

開催時期	月1回（第1月曜日）
目的	様々な災害から利用者及び職員並びに来訪者の生命・身体の保護並びに財産の保全を図る。
協議内容	防災規程の改正、防災訓練・教育の計画、設備・備蓄点検等

虐待防止検討委員会

開催時期	3ヶ月に1回程度（適宜）
目的	利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。
協議内容	指針の整備を行い、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講ずる。職員への定期的な研修の開催をする。

生産性向上推進委員会

開催時期	3ヶ月に1回（第2月曜日）
目的	介護現場における生産性の向上に資する取り組みの促進及び利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を目的とする。
協議内容	利用者の安全及びケアの質の確保、職員の負担軽減及び勤務状況への配慮、介護機器の定期的点検、職員に対する研修等



○研修関係

職員研修は、職員の資質向上は勿論のこと、お客様が安心して快適にご利用して頂けるように、質の高いサービスを提供していくために必要不可欠なものです。

老人福祉施設協議会や社会福祉協議会、職能団体等が主催する研修に多くの職員を参加させるとともに、施設内でも必要な研修が行える体制を整え実施し、職員一人一人が着実にスキルアップ出来るようにしていきます。冬季は、感染対策も考慮して医療・介護 e ラーニング“サクラボ”や YouTube 等を利用して Web 研修を行います。

<施設内研修計画>

特養・短期入所・通所介護

実施月	内 容	担当・講師 等
4 月	経営理念、BCP、法令遵守、ハラスメント防止について	施設長、業務部長
5 月	科学的介護、生産性向上推進（業務効率）について	生産性向上推進委員会
6 月	緊急時の対応（AED・胸骨圧迫）・感染（基本動画）	主任・医務・メディカル委員会
7 月	身体的拘束適正化、虐待防止について	身体的拘束適正化検討委員会
8 月	リスクマネジメント、安全対策について	リスクマネジメント委員会
9 月	防災について	防災委員会
10 月	認知症ケアについて	認知症ケア委員会
11 月	感染症について（ノロ対応・PPE 訓練）・感染 BCP 訓練	メディカル委員会
12 月	看取りケアについて	主任等
1 月	身体的拘束適正化について 人権擁護、虐待防止について	身体的拘束適正化検討委員会 虐待防止検討委員会
2 月	セルフメンテナンスについて	業務部長、主任等
3 月	接遇、コミュニケーションについて	業務部長、主任等

*基本的に第2木・金曜日17時45分より実施。12月から3月はWeb研修。

看護職員より介護職員へ個別指導

実施月	内 容
4 月～	医行為技術指導
6 月～	緊急時対応 AED・胸骨圧迫
10 月～	医行為技術指導

（注）吸引・胃瘻指導について 個別で技術確認を実施・50時間実地指導

居宅

実施月	内 容	備 考
4 月	経営理念、BCP、法令遵守、ハラスメント防止について	全体研修
9 月	防災	全体研修
10 月	全体研修（周年事業）	全体研修
1 月	事例検討会	居宅

< 外部研修 >

静岡県老人福祉施設協議会・静岡県社会福祉協議会等で主催される各種研修をはじめ、関係団体が主催する研修に積極的に参加していきます。また、外部研修において得た知識や情報などをスタッフに復命し、共有を図り意識高揚と技術の向上を図ります。

オンラインでの研修にも積極的に参加するため、機器の使用方法等のスキルアップについても取り組みます。

